

宮崎カーフェリー株式会社及び宮崎船舶有限会社に対する再生支援決定について

2017年11月20日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、本年11月14日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

宮崎カーフェリー株式会社（以下「宮崎カーフェリー」という。）

宮崎船舶有限会社（以下「宮崎船舶」という。）

以下宮崎カーフェリーと宮崎船舶を総称して「再生支援対象事業者」という。

2. 再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の名称

株式会社宮崎銀行

株式会社宮崎太陽銀行

宮崎県信用農業協同組合連合会

株式会社日本政策投資銀行

株式会社宮崎ひなた

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

3. 事業再生計画の概要：別紙参照

4. 買取申込み等期間

2017年11月14日（火）から

2017年12月19日（火）まで（機構必着）

5. 回収等停止要請

法第27条第1項に基づく、「関係金融機関等」に対する回収等停止要請は行いません。

6. 商取引債権の取扱い

再生支援対象事業者に対する再生支援決定にあたっては、事業再生計画において指定する債権者が再生支援対象事業者に対して有する金融債権につき、金融支援の

依頼が行われるにすぎず、商取引債権については、支援の依頼を行わないため、何ら影響はありません。

7. 再生支援決定についての機構の考え方

本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

(1) 支援の意義

再生支援対象事業者は、源流となる日本カーフェリー株式会社設立以降、長距離カーフェリー事業者として長年の歴史を有し、宮崎県の農水産物を県外へ輸送するための重要な役割を担っており、一定の収益を上げ、宮崎県の地元経済にとって有用な経営資源を有しています。

また、再生支援対象事業者は、120名を超える従業員を雇用（グループ全体では150名超）しており、地域雇用の受け皿として重要な役割を担っていることから、機構が再生支援対象事業者の再生を支援することは、地域経済の活性化のみならず、雇用の確保に資するものといえ、支援意義が認められると考えます。

(2) 機構の役割

本件において機構は、事業再生計画の策定を支援するとともに、債権者、出融資者及び再生支援対象事業者の関係者間の利害調整を公正・中立的な立場から実施することによって、円滑な事業再生を目指します。

また、機構は、出資1億円（出資割合8.7%）及び経営人材の派遣を予定しております。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の取引における信用を維持・改善するなど、その再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者に対して確認しております。

以 上

(別紙) 事業再生計画の概要

第1 再生支援対象事業者の概要

①再生支援対象事業者	宮崎カーフェリー株式会社
②本店所在地	宮崎県宮崎市港三丁目14番地
③設立日	2004年4月
④資本金	10百万円
⑤事業内容	宮崎・神戸航路におけるカーフェリーの運航
⑥従業員数 (2017年3月31日現在)	123名 内訳：正社員96名 嘱託社員等2名 派遣社員3名 パート・アルバイト22名
⑦財務状況 (2017年3月期)	売上高：4,817百万円、経常利益：509百万円 当期純利益：332百万円、総資産：1,347百万円

①再生支援対象事業者	宮崎船舶有限会社
②本店所在地	宮崎県宮崎市港三丁目14番地
③設立日	2003年8月
④資本金	3百万円
⑤事業内容	船舶の保有及び貸渡
⑥従業員数 (2017年3月31日現在)	なし
⑦財務状況 (2017年3月期)	売上高：496百万円、経常利益：8百万円 当期純利益：7百万円、総資産：2,027百万円

第2 支援申込みに至った経緯

宮崎カーフェリーの前身である株式会社マリンエクスプレス（旧商号株式会社シーコムフェリー、以下「マリンエクスプレス」という。）は、1992年から93年にかけて、債権者から資金を調達して同時期に二隻のカーフェリー事業用船舶を建造し、自らが営む航路に就航させましたが、需要が予測を下回り、結果的に過大な債務を負いました。

マリンエクスプレスは、上記船舶のほか、保有船舶を活用して複数の航路でカーフェリー事業を運営してきましたが、度重なる燃料油価格の高騰等を受けて経営が悪化したため、京浜航路等の不採算航路を廃止した上、新たに設立された宮崎カーフェリーに残存航路に係る事業を譲り渡すことによりその事業の存続を図りました。

かかる事業譲渡に際して、再生支援対象事業者は、マリンエクスプレスが負っていた債務を引き継ぎ、経営改善に取り組みながら返済を継続してきましたが、現在も債務超過は解消されず、今後の事業の継続・発展に必要な新船建造（リブ

レイス)等の投資のための資金調達がままならない窮境に陥っており、財務状態の抜本的な改善が不可欠な状況にあります。

以上の状況を踏まえ、再生支援対象事業者は、出融資者及び債権者と協議の上で、機構に対し再生支援の申込みをするに至りました。

第3 事業再生計画の概要

1. 事業再生計画の基本方針/事業戦略

カーフェリー事業運営会社である宮崎カーフェリーは、会社分割の方法により新会社に対して同事業を承継させ、船舶保有会社である宮崎船舶は、船舶二隻を新会社に譲渡します。新会社では以下の施策を実施します。

- (1) 運賃の適正化
- (2) 稼働率の改善
- (3) システム導入による生産性向上
- (4) ガバナンス体制の強化
- (5) 同業他社との業務提携

2. ストラクチャー等

事業再生計画では、いわゆる第二会社方式による手法を用います。

すなわち、宮崎カーフェリーは新会社に対し、会社分割によって事業を承継させ承継対価を取得します。宮崎船舶は、債権者の共有持分全てを債権者から譲り受けて単独所有とした後、新会社に船舶二隻を譲渡して船舶譲渡対価を取得します。

宮崎カーフェリーと宮崎船舶は、それぞれ承継対価及び船舶譲渡対価を主な原資として債権者に対し弁済を行い、その後、債権者より金融支援を受けることを予定しています。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表:TEL 03-6266-0304